

第二編 労働運動

概説

前年版の本年鑑に於て、編者は大正九年の労働運動の大勢は労働組合の内部組織の改造と、組合間の聯盟合同の運動に存すると見て大過あるまいと云ひ、猶ほ同年後半期に於て「左傾」「直接行動」の聲が労働組合界を振撼するの概があつたと述べたのであつたが、大正十年に入るやこれ等の諸傾向は、それぞれの歸結を齎らして來た。

大正十年の初頭、友愛會系の幹部は其機關誌上「労働組合に歸れ」の一文を發表して、漸く労働組合界を風靡せんとしつゝ見えたサンジカリズムの傾向を阻止せんとし、一面自らの態度を表明した。當時前年來の幾多の爭議より得たる經驗と、社會主義者、無政府主義者の絶えざる宣傳との爲め、労働者階級の擇ばれたる部分、殊に労働組合中の少壯氣鋭の労働者の享けた思想識見の進歩は眼醒ましきものがあつた。而してそれは必然的に漸進的な組合主義に反

抗せしむるに到つた。労働運動の方法として目的として急進派の間に討究せられ唱道せられた理論なり理想なりは、眼前に遅々たる労働組合の歩みと相容るべく餘りに隔絶したものであつた。素より労働組合の中にも「左へ左へ」と進んで止まざるもの、あつた事も勿論であるが、労働者の階級の大勢は依然として牛歩遅々たる有様であり、労働組合の幹部は之が糾合組織に苦心しつゝあつた。

斯くして少壯急進派と組合幹部との方針なり態度なりが漸く相衝突するに到つたが、此形勢を一層助長せしめたものは、前年秋創設せられ當時宣傳に運動に努めつゝあつた社會主義同盟一派の少壯急進派の支持であつた。

「労働組合へ歸れ」の主張は此反撥を明確にし、急進派の漸進主義に對する焦燥は、大組合主義の保守的傾向に對する厭惡となりて主張せられ、再轉して知識階級の排斥、指導者の排斥となつて現はれて來た。

五月祭の友愛會系幹部の統制に對する二

三急進派組合の反抗、其れを動因としたる労働合同同盟會の分裂、而して組合の内部組織に於ける指導者專制に對する反感は東京聯合會大會の紛擾を生み遂に同會主事の辭任を見るに到つた。

然し乍らこれ等の現象は東京——關東に於て起つた事であつて、大阪、神戸——關西の労働組合界に於ては組合主義に就ての論争拮抗の特に注目すべき程のものなく、大勢は漸進的大組合主義の歩調を以て進んだ。而して指導者專制の聲を聞く事なく、殊に知識階級の問題に就ては何等の紛争も見なかつた。却つて三月二十七日の友愛會關西労働同盟會大會に於ては、川崎造船所職工須々木純一氏を同會長に選任し、賀川豊彦氏は其席上左の演説をなして居る。(労働者新聞第三十六號)

今や關西労働同盟會が労働運動史上に於ける第一期の指導者を要求した時代から第二期の労働者中の識者が之に代つた時代まで進んだこと即ち同盟會が完全な自治體となり労働者自ら立たれたことを衷心から欣び更に第三期の總ての組合員が指導者となられるまで進まれんことを冀ふ。

大正十年の前年に於けるこれらの紛争は七月に於ける前記東京聯合會の大會を以て終つたが、其半年の論難攻撃は可成り猛烈なものであつた。而してそれ等を一貫して新興労働階級の優越感を看取することが出来るが、知識階級指導者を難詰し、其支配欲を攻撃する心裡には亦却て支配欲の暗影を感ずることが屢々であつた。

また前年に於て五月祭を機として創設された労働組合同盟會もこれ等の紛争の爲め分裂し、此年の將に終らんとする頃鐵工の大合同の運動の漸次促進されんとするまで、東京の労働組合同盟界は群雄割據の有様であつた。

之に反し關西の労働運動は此年未曾有の大活躍を爲したが、七、八月の川崎三菱の大罷工惨敗の爲め神戸の労働組合同盟界の混亂潰滅したる外、大阪に於ける労働運動は寧ろ確實なる進展を見、九月の關西労働同盟會の臨時大會に於ては罷工統制を規定し、組合主義の上に勢力の統制を計りつゝある。

十月に於ける友愛會の大會は以上關東、

關西に於ける二個の労働組合同盟界が、其互に異なる傾向を相闘はせた。而して其概観は強ひて云ふならば東京が觀念的であるに對し、關西は實證的である。

年の終らんとする時華府會議に於ける海軍縮少案議決せられそれに伴ふ失業の不安に襲はれ、失業對策が労働組合同盟界の問題となつたが、それが熱心に論議討究せられたのは官業労働團體に於てであつた。

如上は大正十年に於ける労働運動の概観であるが左に其傾向を語るに足る主たる事件を列擧する。而して編者は出来るだけ主觀の混入を避くる爲め、冗長の嫌ある程文獻その他新聞の記事等の採録に努めた。

記述

1 労働組合に歸れ

友愛會機關誌「労働」一月號に載せられた同會東京聯合會主事 棚橋小虎氏の主張「労働組合は歸れ」は大正十年の労働運動史上閑却すべからざる文獻である。當時漸く擡頭しかけて來た「知識階級」出の「指導者」に對する反感は、棚橋氏の所論に誘發

され組合主義 (Unionism) に就ての論争の形をとつて湧き出て來たものと見てよからう。其所論左の如し。

労働組合に歸れ

「労働組合をつくつてその力で労働者の地位を改善しようなど、言ふことはまだ早い。吾々は手取り早く社會主義者となつて直接行動をした方が早い。」

之は此頃労働者自身の口からよく聞く言葉である。直接行動とは一體どういふ事を意味するのか。直接行動とは、警官と小ぜり合ひをして、一ト晩警察に止められたり、禁止の革命歌を高唱して 大道を歩く事ではあるまい。こんな直接行動では社會の大革命は愚か、資本家の自動車一つ轉覆する事も出来ないだらう。斯んな貧弱な直接行動を手頼りにして労働者に取つて大切な労働組合——労働者の團結——を捨て去らうとするのは狂氣の沙汰ではないか(中略)眞實に労働の地位を向上させる事の出来る直接行動は、労働者の大々的團結を必要とする、強大勇猛な労働組合が必要だ。労働者が最後の決定的勝利を占めようとするには、先づ其まだるつこい運動即ち労働組合運動をする事が肝心だ。警察官と格闘する一人の勇士よりも、穩かな百人の人が團結した一つの労働組合がどれだけ資本家に取つて、権力者にとつて恐ろしいか分らないのだ。

2 五月祭

メエ・デエは労働運動の一種のバロメーターであらう。前年は僅かに東京に於て小規模な示威運動が試みられたに過ぎなかつたが、第二回目の本年は東京は勿論大阪、神戸、足尾等に亘り可成り盛大に舉行せられた。恐らく労働者階級の祝祭としてメエ・デエの歡喜は遂年大きくなつて行くことであらう。

東京に於ては示威運動に關して警視廳當局と労働組合同盟會との間に面倒な折衝があつた。

集合地芝浦に於ける行動豫定、演説者を全部届出づる事、演壇は三箇所に限る事、示威運動は裏通たるべき事等の制限が加へられ、猶ほ示威行列に對しては左記の『制限要項』が提示された。

多衆運動制限要項

- 一、酒氣を帯び又は異様の服裝をなせるものを参加せしめざる事
- 二、参加者は隊伍を編成し二列縦隊にて一隊五十名以内とし一隊毎に監督者一名以上を附し全責任を負ふ事

附せしめ濫りに追隨する者を拒絶する事
(徽章は赤色以外のものを用ふる事)

- 三、豫め各隊監督者の住所職業氏名年齢を届け出づる事
- 四、途上演説を爲さざる事
- 五、一定の(届け出による)唱歌の外運動中喧騒に渉る行為あらしめざる事、但し合唱は三隊若しくは四隊宛交互に之を爲し全隊一齊に爲さざる事
- 六、棍棒其他危険なる物件を所持せしめざる事
- 七、樂隊、鐘、鼓、法螺、喇叭の類を用ひざる事
- 八、旗幟は労働團體に其團體名を、標識は從來使用したる會旗一本に限る
- 九、「モットー」を記載せる旗は最先頭に各一本及「メーデーを祝す」の一本に限る、但し異常の長大なるは之を許さず
- 十、街角、電車線路横断地點等には豫め責任者を配置し警察官と協力交通に支障なからしむる事
- 十一、運動は午後一時會場出發午後四時限り解散する事
- 十二、各部隊には取締警官一名以上を附することあるべし
- 十三、治安上必要ありと認むる場合には何時にても制限禁止若しくは解散せしむることあるべし
- 十四、芝浦埋立地に集合する團體は三々伍々

とし、途中示威的行列は一切爲さしめざる事

- 十五、行列の最後尾には其旨を表示せる旗を掲揚する事
 - 十六、當日合唱する労働祭の歌は作歌出來次第届け出づる事
 - 十七、制限要項第三項中の各隊監督者は其所屬團體名を附記する事
 - 十八、會場以外に於て宣傳ヒラの類を撒布し又はせしめざる事、但し會場内に於けるものと雖も不穩の文書は亦同じ
 - 十九、特別の理由なくして途中行進を停止せざる事
 - 二十、出發前行列参加者に對しては豫め途上並に解散後喧騒に渉るが如きことなき様警告する事
 - 廿一、解散地に於ては演説宣言決議等をなさざる事
 - 廿二、其他總て取締警察官の指示に従ふ事
- 一日午前九時より實行委員會を友愛會本部に開き、不満足ながら警視廳提示の道順にて示威運動を決行したが、午前十一時より芝浦埋立地に集る者
- 時計工組合、東京電氣及機械鐵工組合、東京鐵工組合、東京家具職工組合、工友會、工人會、小石川労働會、交通労働組合、機械技工組合、勞技會、技友會、鑛夫總聯合會
- 等約一萬、二間半の寒冷紗に「メエ・デエを

祝す」「兵役制度の革新」「最低賃銀法の制定」「八時間労働制の即時實施」等の標語を認めた長旒林立せる組合旗の中に翻る。

小旗革命歌労働歌など警視廳の禁令は端初から遠慮會釋なく蹂躪され正進會と信友會は赤錆た石油罐を叩いて無二無三に革命歌を唄ふ(中略)郷津監察官が馬上の一隊を率ゐて來着する、定刻松岡駒吉氏壇上に立ち「諸君労働者の祝祭の日を象徴するためメー・デーの歌を唄ひませう」と叫ぶや正進會は石油罐を叩いて革命の歌を聲を限りに怒鳴り松岡氏が開會の辭を始むるこ一齊に「演説無用」「理窟は知つて居る」「街頭に出でよ、而して戦へ」と横槍を入れ信友會、時計工組合は口を揃へて之に應じ耳を聳するばかり正進會員が打振る「資本家の爲に日は輝き労働者の天日は暗し」と書いた赤旗は中天にゆらくとゆらく(東京日々新聞)

會場は早くも混亂し叫喚罵聲の裡に、下中彌三郎氏登壇

決議文

- 一、八時間労働制の即時實現
- 二、最低賃銀制度の確立
- 三、兵役制度の革新

を朗讀し滿場拍手可決し、自由演壇を開かんとするや、緊急動議ありとて正進會の平野重吉氏演壇に飛び上り「我等は知識階級

出身者が労働運動にリーダーシップを執ることに反對す」と讀み上げ其理由として何事かを辯すれども衆耳之を迎へざるが如く拍手と喧騒の中に自由演壇は開放され二三の演説あり午砲と共に示威行列に移り時計工組合を先頭とする長蛇の陣は街頭へと動き初めた。

芝浦の會場には殆ど正服警官の影も見えなかつたが會場傍の煉瓦置場に高輪署から百廿名三田署より八十名及鳥居坂署よりの應援を潜ませ郷津監察官が主となつて警戒し私服はその數を知らなかつたメーデーの歌を高唱しつづ金杉の大通りへ出ると金杉橋附近の支那料理屋の二階から突如數名の者が赤旗を打ち振つて現はれ日本社會主義同盟の宣言書を撒く馬場先門に差ししかゝる頃、昨日より御尋ねもになつて居た會社主義同盟の近藤憲二氏赤瀾會の堺氏曾根氏等の一團何處よりか現れ隊伍に加はる。午後二時二十分小川町より松住町に出で、萬世橋附近に於て危ふく上野よりの一隊(註)と衝突せんとせしが、小波瀾の後五百の警官隊の遮止に依り豫定の順路廣小路を經池の端に出で東照宮の石段下より公園に入らんとした。

先頭の一隊は突然嚴重な警戒線を突破して石段を駆け上つたが、斯くして行列は二分されてしまい上下相應じて歡聲を擧げ、

屢々警戒線を破らんと之に殺到する。加之に此日日曜の事とて彌次刻々増加し形勢漸次悪化せんとするに、警官の垣を以て民衆を押し解散を命じたが、遂に石飛び砂塵舞ひ、警官も興奮し約卅分間に亘る亂闘を演じたが、四時近く一警視司會者松岡氏に散會を強要し、氏は僅かに石垣に上り散會を宣す。一部の猛者達聞かばこそ「松岡を葬れ」の絶叫に、松岡氏も「後は諸君の自由行動なり」と投げ出す。二三の小衝突を後にして群衆歡呼裡に散す。この日檢束されし者三十數名、内に赤瀾會員數名及び露國の盲詩人エロシエンコ氏を數へた。

註、此日同時に上野公園に於て立憲労働黨主催のメエ・デーあり、上野より二重橋へと示威運動を試みたが、二重橋に着いた時は僅かに二百を算するに過ぎず特に記述する程のものではなかつた。「解放」十二月號には次の様な批評がある。労働組合同盟會主催の示威運動が頗る緊張したのに對して、(中略)漸進派議會派を以て目される立憲労働黨の五月祭が全くダレ氣味に終つた事は、前者の夫れと對照して我國労働運動の方向を語るものである。

大阪に於ては折柄の大阪電燈の紛議を前にし、會場中之島公園に集まるもの十四團

體五千人、何れも油に滲んだ労働服をつけて意氣軒昂『戦時状態』の概がある。「此の日資本家は顔色蒼然」労働者は文化の反動力「吾等は暴力を欲せずサレド？」「巴里は今夜眞黒け」富は一人の専有を許さず」などの文字を聯ねた長旒二十本、更に京都から加はつた西陣織物組合「L.M」の黒旒を肩にした社會主義同盟の一團あり。午後一時廿分造船工組合の東忠續氏起つて開會の辭を述べ、電業員木村幸太郎氏

決議文

吾等は速かに治安警察法第十七條の撤廢を期す

吾等は團體交渉權の確立を期す

吾等は八時間労働並に最低賃銀制の即時實施を期す

吾等は日曜日公休制の實現を期す

吾等は産業管理權を獲得せん事を期す

附帶決議

吾等は都會労働の第一線に立てる敬愛する市内交通機關労働者諸君が此舉に参加せん事を期す

を朗讀し新進會刈谷秀、向上會八木信一氏等の演説あり、一時四十分八木氏を總指揮とし運動を起し、途中波瀾も衝突もなく、午後三時天王寺公園に到り、市民博物館前の廣場に集合し労働歌を合唱した後、二三の演説あり、

友愛會の楠瀬則造氏より緊急動議

吾等は都會労働の第一線に立てる敬愛する市内交通労働者諸君が明年は此舉に参加せん事を期す

の提出あり、拍手可決し、矢野印刷工組合理事の閉會の辭ありて無事解散するかと思へたが、突如労働運動社の桑原氏より大電争議應援の動議ありて棹尾の混亂を惹起した。

神戸 正午より大倉山公園に於て友愛會神戸聯合會主事藤岡文六氏司會の下に舉行、神戸印刷工組合三谷幸吉氏、友愛會久留弘三、賀川豊彦氏等の演説あり、神戸市に半圓を劃きて示威運動をなし三時半湊川公園に於て散會す。集る者一千と云ふ。當日の決議左の如し。

決議

一、我等は失業の防止を期す

二、我等は最低賃銀制の確立を期す

三、我等は同盟罷工權の確立を期す

足尾 足尾銅山の労働祭は午後三時より足尾城崎座に於て開催された。

是より先通洞の足尾聯合會事務所は早朝より

屋上高く支部旗を掲げ萬國旗を張り廻し成田山の入口には「メー・デーを祝す」と大書せる額面を掲ぐ、正午東京より應援の麻生氏一行を迎ふべく約三百名の労働者は通洞に詰め

かけた斯くて午後零時廿分の列車で麻生、佐野、石塚、笹口の四氏及早大建設者同盟の三宅、田中、南波及著作者組合幹事小泉鐵氏の應援者來着するや待ち設けた坑夫等は一齊に萬歳を浴せメー・デーの歌を高唱しつゝ、先づ通洞支部に引揚げ暫時休憩の後成田山境内に集合せる約五百の坑夫の眞先に大旗を押し立て二列縦隊となつて隊伍堂々高らかに「メー・デーよ、メー・デーよ」の歌を歌ひ乍ら會場城崎座に向つた一行來着するや坑夫の鈴木某は壇上に立ち上り「今日は吾々の最も記念すべき第一回のメー・デーである、諸君は聲の啜るゝまでメー・デーの歌を歌へ」と自ら音頭を取つて場内割れん許りに約廿分間續けてメー・デーの歌を歌つた、正に天を衝かんとばかりの意氣である。右終つて司會者橋本氏の開會の辭に次いで南波、田中、三宅、佐野、麻生諸氏の演説あり、閉會夫より來會者一同に目下興業中の活動寫眞を無料で觀覽せしめた二日は通洞の金田座で三日は小瀧支部で講演會を開催された當日は警察側では嚴重な警戒を加へたが労働者の態度は一条亂れず正々堂々たるものであつた

3 労働組合同盟の分裂

五月廿一日夜本所なる共事務所に東京聯合會幹部總會あり十七支部幹部五十六名鈴木會長麻生理事等も出席、棚橋主事を議長として議事に入り、労働組合同盟會より脱

退の件を決議したが、友愛會本部は之に先だつ數日既に其方針を決して居た。而して六月四日夜、友愛會本部に於て開かれた労働組合同盟會代議員會に於て松岡駒吉氏は友愛會本部、東京鐵工組合、紡織労働組合、電氣及機械鐵工組合を代表して正式に脱退の通告を爲した。

労働組合同盟會は大正九年のメエ・デエを機として生れたものであつて加盟團體は友愛會、紡織労働組合、汎労働、啓明會、工友會、信友會、東京電氣及機械鐵工組合、工人會、日本交通労働組合、正進會、東京鐵工組合、大進會、日本鑛夫總同盟、大日本機械技工組合

の十四團體である。此等の諸團體中信友會、正進會、大進會は印刷工の組合であつて其傾向は等しくサンチカリズムの色彩を帯ぶるものとして認められて居た。而して友愛會、紡織労働組合、東京電氣及機械鐵工組合、東京鐵工組合の友愛會系の組合は概して労働組合主義を奉じ、前者と相容れざる軌道を走つて居た。斯くて兩者の間の溝渠は本年に入りてより種々の事件に逢着する毎に擴大され、相反目するの形勢は促進さ

れて來た。その著しきものとして友愛會機關誌「労働」一月號に發表された東京聯合會主事棚橋小虎氏の「労働組合に歸れ」、尾爭議の結末に就ての兩者の論争、メエ・デエの芝浦會場に於ける衝突(各其項参照)等を數へることが出来る。而してそれ等の衝突を一貫して居る争點は労働組合主義に就ての見解の相違であり、之を裏付けるものは知識階級出身指導者に對する反感であつた事を認めなければならぬ。

友愛會——殊に東京聯合會は相容れざるものとの提携を絶念し、自らの主張に立つて獨立獨行しようと決意した。それが同盟會分裂を結果したのであるが、之に對し十四日、同盟會は左の宣言を表した。

友愛會の脱退に就て

労働組合同盟會

去る六月四日労働組合同盟會代議員會に於て友愛會本部、東京鐵工組合、紡織労働組合、東京電氣及機械鐵工組合を代表して松岡駒吉氏より脱退の申出があつた。其の理由は「來るべき友愛會大會の準備として友愛會東京聯合會所屬の各支部組合を整理する必要があるから」と云ふのである。

併しながら日本労働組合運動に相當の重き

をなし、其の一舉一動は日本労働組合運動に多大の影響を及ぼす友愛會の出處進退は多數労働者をして首肯せしむるに足るものでなくてはならぬ。「組織なき労働者に組織を與へ、既設組合の聯合提携を促進する」を目的とした労働組合同盟會成立の主動的地位にあつた友愛會の脱退は、此の目的を不要と認めるか、若くは労働組合同盟會の存在が此の目的の達成に妨害をするを認めるか、其の何れかでないかはならぬ。友愛會は之を明にするところの社會的義務を負うて居るに拘らず、敢て之をしないのは友愛會幹部諸君の労働組合運動に對する誠意のないことを示すものである。

一方、友愛會東京聯合會の幹部の觀ることを以てすれば、労働組合同盟會の存在は友愛會東京聯合會の存在と相容れない、少なくとも其の發展を阻止するものである、と云ふこれが組合利己心の發露でなくて何であらう、彼等にして眞に組合の提携聯合を必要と信じるならば、友愛會東京聯合會を解體して大合同の機運を促進すべきではないか、彼等の態度は、友愛會の傘下に一切の組合を包容して自己の指導的地位を維持せんとする職業的運動者の利己的行動である。

労働組合主義は現在總ての組合の奉ずる主義であるがそれには二つの根本的な傾向上の差がある。即ち一は資本主義打破を目的とするものであり、他は勞資協調を目的とするものである、近來、著しく逆戻りして勞資協調的傾向の強くなつた友愛會幹部諸君は、此の

根本的の差を曖昧にして、何人も否認しないところの労働組合主義を宛も自己の専有で、もあるかのやうに標榜するのは誤魔化しの最も甚しきものと云ふべきである。吾等は茲に斷乎として確言する。

横暴なる資本主義を打破し、全労働階級の解放を期する吾等の労働組合主義こそ眞の労働組合主義であり、其の然らざるものはヨシンばそれが労働者の團體であつても、畢竟、資本主義擁護の精神と相距る遠からざる協調組合主義なることを敢て宣言す。

大正十年六月

労働組合同盟會

- 大日本工友會
- 日本交通労働組合
- 日本教員組合啓明會
- 出版工組合大進會
- 日本印刷工組合信友會
- 新聞工組合正進會
- 日本鑛夫總同盟
- 日本機械技工組合

第三者の見解として比較的正確を得たるものと思はる東京日日新聞の記事を左に採録する。

(前略)同盟會對する友愛會の態度は相當複雑を極めて居るが同盟會創立の趣旨は友愛會側からすれば當時労働總同盟たらんとするの新たな希望の下に友愛會自體を擴張するのみならず他の獨立組合とも聯合しA・F・Lに似た形式に進まんとして局面に一新生命を開かんとするにあつた一方又正進會信友會側は友愛會を初め各團體を一緒に引摺り行かんとする作戦で自ら腹の底を異にし大も小も一組合一票の制を取つて相當の活躍をした組合同盟會が斯くして社會に認められ在京労働組合聯合運動の本據となるや友愛會は便宜上紡織労働組合、東京鐵工組合、東京電氣機械鐵工組合等々同盟會に加入せしめ各一票を有するに至つた右三組合は其内容何れも加盟組合中の何れにも劣らないが之を友愛會全體から見れば全國主力(東京大阪神戸鑛山海員等)の一部に過ぎない而も其一部が友愛會本部と平等に一票を持つに至り形式上妙なものとなつた然し此事が敢てされたのは加盟十三組合の全部よりも友愛會が大であることも其理由である組合同盟會は斯くして本年のメー・デー迄行動を一にして來たが突如として友愛會系統が脱退を決意するに至つたのは左の如き理由があると思はれる

一、正進會及信友會の如き社會主義的集團と友愛會の奉ずる組合主義とが一致せざること

一、友愛會東京聯合會は東京の異種獨立の組合を網羅せんとするものであるのにさう云ふ組合は却つて組合同盟會に走つて東京聯合會を顧みず東京聯合會の擴張上不得策なること

一、同盟會左黨の言論は動もすれば組合主義及組合の結束力を鈍らすること

等の諸點で右理由の第二は主として組織上の矛盾に基くものであるが之を要するに友愛會系は今回の葛藤により暫く組合主義の城郭に立て籠らんとするに外ならぬ

東京聯合會大會

七月五日午前十時より友愛會本部樓上に開かる。出席者十二組合及七獨立支部の代議員六十五名である。其組合及支部左の如し。

- (組合) 東京鐵工組合、東京電機及機械鐵工組合、紡織労働組合、東京家具職工組合、東京洋服技工組合、竹内金庫職工組合、大日本護謨労働組合、東京ゴム技工組合、東京製材木工組合、車輛労働組合、東京造船工組合、東京製紙工組合
- (支部) 荏原、砂村、千住、北千住、龜戸、赤羽、日暮里各支部

柵橋主事の開會の辭、柵田總務委員の代議員歡迎の辭、高橋代議員の答辭あり、午前各種委員會を開き、午後柵橋小虎氏を議長とし議事に入る。劈頭東京鐵工組合代議員田口龜造氏より緊急動議あり

東京聯合會が加盟組合支部として認めて居る異色労働組合、北千住支部及び東京家具職工組合芝支部は會員規定の人員に充たざるを以て會員を代表する代議員を大會に選出するを

得ざるも組合支部を代表する一名の代議員を
大會に送ることを認められたし

と云ふ。之に對し電機及機械工組合代議員
小暮氏より代議員は規約に基き選出すべき
ものなるが故に其規定に従ふが正當にして
今更變更するは不可なりと反對意見を述べ
るや、議長々々を連呼し發言を求むる者多
數傍聽席に在りし社會主義者の一群亦之に
應じて聲援し議場騒然混亂に陥る。棚橋議
長は再び電機及機械鐵工組合代議員高橋氏
の發言を許し早くも採決に入り舉手少數を
以て動議否決を宣す。「採決に異議あり」議
長横暴」なりと叫喚囂々收拾すべからずと
見て議長は改めて採決する旨を述べ、赤羽
労働聯合會代議員高田氏より動議賛成意
見、總務委員榊田氏より總務委員會に於け
る此問題の経過報告あり、黒色労働組合に
代表權を與へざりしは總務委員會の票決に
非ずして棚橋主事の獨斷なりと云ふ。議長
は之に答へず再び動議反對の舉手を求め多
數を以て之を否決し去る。

茲に於て東京鐵工組合及び傍聽席の無政
府主義者社會主義者等議長席に殺到し議場

は怒號罵聲に葬られたが遂に東京鐵工組合
及び赤羽労働聯合會の代議員は代議員徽章
を叩きつけ革命歌を高唱して議場を去つ
た。

少數派の退場後棚橋氏は議場混亂の責を負う
て議長を辭し、武田友太郎氏其後を繼いだ、
議場の秩序は傍聽席よりの罵聲に攪亂され、
審議の餘裕もなく一向に議事の進行に力め殆
ど討議なくして議案を可決し、大會は混亂裡
に始終した。

斯くして大會を終つたが、この大會の結
果として東京聯合會の組織に改正が加へら
れた。從來の規定に依れば聯合會の最高意
志決定機關は總務委員會であり、その決議
を執行する機關として主事を置いたのであ
るが、實際に於ては、主事は總務委員會に
議席を有し、同時に其決議の執行機關たる
關係上、總務委員會の委員長たる實質を有
して居たのである。改正された要點は新に
總務委員長を設け、主事をして總務委員會
の下にある執行機關たるに止まらしむるに
在つた。而して労働者出身なる紡織労働組
合の根本與助氏を以て第一次の總務委員長
に擧げた。猶ほ機關誌「労働組合」發行を

議決し洋服技工組合の磯市之助氏を以て之
が編輯委員長に充てた。

當時「知識階級排斥」の聲漸く盛んにして
此大會が波瀾なくして終る事は困難なるべ
しとは一般に豫期せられて居た處ではあつ
たが、總務委員長設置に伴ふ組織の改正等
は既に幹部總會に於て決定せる議案であ
り、寧ろ棚橋主事の進んで提案せる程のも
のであつたと云はれて居るから斯く大會の
混亂した事は意外とせられたのであつた。
而して棚橋小虎氏は其後旬日ならずして、
責を負ひ東京聯合會主事及友愛會中央委員
を辭任し次いで鐵工組合の榊田理事は同組
合の東京聯合會脱退を申出でた。

此の大會の紛擾に就き當時其大會に代議
員たりし赤松克麿氏は次の如き觀察を下し
て居る（解放十二月號三八——九頁）

東京鐵工組合は友愛會東京聯合會の左黨を以
て任じ、サンザカリストの傾向が強い。友愛
會全體の調子が組合の運動政策上から急進的
な革命主義をハッキリ宣明しないのに對し
て、鐵工組合のみが齒切れのよい急進主義を
主張して居るから、友愛會以外の急進的な勞
働團體及び組合圏外の無政府主義者社會主義

者の同情がある。(勿論兩者の間に徑庭はあるが)殊に、彼等が種々のコミ入つた事情からして棚橋君を排斥する點に於ては一層急進派の同情を得る事となり、遂に五日の大混亂を見た譯である。組合運動の思想上の衝突といふ點から見れば、大會の紛擾は足尾事件、五月祭、同盟會分裂紛議から脈を引いたものである。則ち棚橋君の組合方針は「現在の友愛會の發達の程度、廣く言へば日本全體の労働組合の現状から推して見て、頭から急激な運動方針を取る事は、組合の發達を阻害し、徒らに犠牲を多く出すのみで、堅實に労働運動の基礎を固める所ではなく、一部の極少數の急進労働者の思想を以て一般労働運動の方針とする事は出来ない。勿論労働運動の究極の目的は革命的であつても、我國の發達の現状からいへば、ある程度に於て運動方針の調子を下げねばならぬ。此の意味に於て組合運動と他の社會運動とは徑路を異にしなければならぬ。」と言ふのである。棚橋君の主張は東京聯合會大多數の主張である。また友愛會大多數の主張である。鐵工組合の多數の諸君も此の主張には諒解を持つて居る。故に思想上所謂右黨と左黨とが相當に徑庭はあつたにしろ、全然離反しなればならぬ程の理由がある譯ではなく、實際、あの大會の席上で代議員選出方法若くは其他の問題に依つて棚橋君を弾劾しようとする意圖が鐵工組合側にあつたのではなくして、寧ろあの大混亂は双方共偶然事であつたのである。然し乍ら鐵工

組合は友愛會の諸團體中思想的には最も進歩し、組合運動の經驗からいつても、足立製作所、園池製作所、日本鐵工株式會社等の爭議を経て鼻息が荒くなつて居り、そしてかれてから棚橋君及び右黨に對する種々の反感が鬱積して居たから、遂に大會の些々たる問題を機會に爆發したのである。私は鐵工組合は思想的に進歩しても、組合運動の立場を重じて居るこいふ堅實性に於て、他の社會運動の諸派と異つて居ると思ふ。近頃特に其傾向が見える。故に這般の大會の紛擾は友愛會の外部からは全く思想上の衝突に歸すべきやうに見えるが、友愛會の内部から見れば、主として感情の衝突であつて、之れに思想上の相異が加味されたものとするのが妥當である。

5 排指導者論

「指導者」排斥の主張は別項「労働組合同盟會の分裂」中に掲げたる「友愛會の脱退に就て」なる同盟會の公文書、或は「足尾爭議の紋波」中に掲げたる文獻の中にも顯著に現れて居るが、茲になほ一つ其典型的なるものとして、「労働運動」誌上に載せられたる中村還一氏の所論「指導者論」と却てそれ等の論調に對する檢討的意見として看らるゝ「味方する意識と必至の意識——知識階級者に對する一考察」として「労働

新聞」第一號に載せられた中西伊之助氏の論文を左に採録する。

指導者論

これは動議の提出だ
日本の労働運動から、指導者的精神と指導者を驅逐せよ!

これが動議のすべてだ。僕はたゞ、この動議を事實の上に成立させなければならぬといふ熱意を持つて、こゝに提出理由の説明をする。

所謂指導者とは何か。指導者的精神とは何か。僕は言ふ。即ち、労働者の意志を調節し、其行動を支配せんとするものだ。労働運動は唯單に、資本主義の倒壊に止るものではない。労働者自身が、次の新社會を決する、自主自治の精神の獲得運動である。労働運動の眞精神と指導者的精神とが相容れるか? 専制主義とが一致するか?

僕等は唯それだけの問題を決定すればいいのだ(中略)

彼等は口を揃へて言ふ——實際運動は理論の外だ。理論の非難は自分等に當て簞らない故に唯、強大なる團結あるのみだ、こ。自分等の運動のみが、實際運動なのだといふ、彼等の自惚れは勝手にさせて置く。又若し、過去の鈴木君が無自覺の爲めに濫澤某と握手し、勞資協調を唱へたさすれば、敢て責めることをしない。そして舊式な労働組合は主張者、労働條件の改善主義者が「資本主義の中核を

突く爲の大團結」を旗印とするに到つたのを喜んで迎へよう。

しかし彼等は言ふ。それは「急進主義者の非難に堪へつゝ、組合の進歩の爲めに提灯持ちをして来たのだ」として更に言ふ「労働者の實際的指導を離れて何の労働運動があるか。組合を離れて何の労働運動があるか」と。彼等は、常に、急進主義に反対して来た。理論の徹底を妨げて来た。官憲と同じやうに、改良主義者と同じやうに。

そして、彼等自身の思想の變化は、従つて又、行動の變化は、唯、労働者の自覺に應じて、變通自在に轉換させたものに過ぎないといふのだ

彼等は偉大なる超人である。

彼等は絶對の智慧者である。

素より、こゝに指導的精神の神髓がある。

(中略)

労働運動は勿論筆や口先の理論ではない。

しかし社會組織の事實に對する、明確な認識を遮つて、或ひは又、労働者の體驗の中に燃ゆる反抗精神の、勇敢な率直な行動を抑へて其處に何の運動があるのだ。

彼等は言ふ。「大労働組合の出来た時、その時だ」と、どうだ諸君、「その時」が来たら彼等は、自ら態度を顛倒さし、労働者に突貫を命令しようといふのだ。

お目出度いにも程がある。馬鹿にするにも程がある。僕等は人類は、過去幾世紀間理想と正義の名によつて行はるゝ、命令と服従と

労働運動

にあまりに欺かれ過ぎてゐる。今、又指導者の爲めに、自己の意思を蹂躪さるべくあまりに醒め過ぎてゐる。

大労働組合の幻は結構だ。

しかし歐米に於ける、A・F・LやC・G・Tや、三角同盟の事實は、あまりに僕等を失望させる。日本の労働者等は、しかもそれまでに達するのに何十年を待たうとするのか。

労働運動は労働者の全自我の、自主自由の獲得運動である。「戦略」や「指導」の爲めと稱して、労働者の意志を調節せんとする、所謂の指導者の精神は斷然僕等の敵だ。

労働運動の野心家！ 彼等指導者を驅逐せよ！

味方する意識と必至の意識

(前略)僕は、策戦上……労働戦の……指導的地位にある人の取るべき手段を悉く否定するのではない。現に僕等にも悲痛な經驗はある。だから僕は現在のやうな我國の各個の爭議に對して一々其の真相も確めないで、妄評を下して指導者を非難しようとは思つてゐない。最少の犠牲を以て最大の効果を收めることは、労働者の最も不利な位置にある現在の戦には、極めて必要なことである。けれど忘れてはならないことは飽くまでも労働者の反抗意識を阻止してはならない一事である。

若し犠牲を恐れてこの意識を阻止するならば労働者の解放は永久に來ないことを記憶せねばならない。そして不幸にも、打算や成敗

を考慮する場合、若しくは亦味方する意識の場合この尊い労働者の反抗意識を阻止しようとする事が往々ある。裁判官は治警違犯者を公判する場合「そんな感情の問題である大罷業するのは怪しからんぢやないか」と、どの爭議の被告にも必らず云ふ。そしてその感情が如何に育てられたかを殆んど顧みない。裁判官にとつては實に不可思議な感情である。けれど労働者にこの感情が無ければ労働運動は全く生命を斷たれて仕舞ふ。そしてこの感情はブルジョア階級者や、その附屬物たる知識階級者や又は官吏などの想像し得ざる感情である。……僕の阻止してならぬと云ふのは、實にこの感情である。それは打算でない。一成败でない、純乎たる労働者の階級意識から迫出する寶珠である。玉のやうに尊い改造精神の白血だから知識階級の指導者を葬れ……と云ふ叫びはそこに、労働者のこの反抗意識の阻止から當然起つて來るものでなければならぬ、でなければ何等の理由も根據もない、たゞ「知識階級の奴等が俺達の上に、ノサバリ返るのが癪だ」と云ふやうなものならば、それはむしろ労働者の無智を證明するに過ぎないのだ、こんな労働者は、法文通り知識階級の指導者が引退すれば、俺が取つて替つてやらうと云ふ不劣な野心家であるに違ひない。(下略)

6 關西労働同盟會臨時

大會

九月廿五日大阪市天王寺公會堂に於て開かる。代議員二百十五名、同盟會副會長行政長藏氏を議長とし各種委員を設くる事左の如し。

(書記) 東、楠、

(代議員資格審査委員) 塚本(長)、柴田、西

阪、伊島、金正、

(建議案委員) 辻井(長)、桒葉、飯石、東、

藤岡、

(宣言書起草委員) 久留(長)、辻井、西尾、

藤岡、安藤、行政、

友誼團體向上會長八木氏、電業員組合長村井氏の祝辭に對し、神戸聯合會主事藤岡氏の答辯ありて午前を終り、午後議事。夜散會後懇親會あり。

一、組合同標(ラベル)の件——(説明) 失業者の經營せる工場の商品に生産者の偉力を示す爲め證票を附し、一般労働者は相互扶助の精神に依り、資本家の生産物を排除する意味に於て義務的に之を購買すべし——委員附託となりしが委員會は時機尙早の故を以て撤回すと報告す。

二、工場委員大會開催の件——(説明) 利害一致する労働者は常に意思の疎通を計る事肝要なり、各工場に於ける工場委員の提携協議する爲め其大會を開くべし、——可決實行方法に關しては委員を擧げ之に一任す。

三、會館建設の件——(説明) 現在の社會組織の本質を明確に認識するは労働者覺醒の第一歩なり、この爲めには労働者自ら教育機關を設立せざるべからず——とて豫算の大略、資金調達方、豫定地等の報告あり——建設委員五名に附託

四、失業者を官營工場に使用することを政府に建言するの件——議論沸騰し議場緊張す以て關西に於ける運動の趨勢を推すべく、左に『労働者新聞』第四十七號所載の記録を引用する。

議長(提案者)「働く意志あり働く能力ある以上職が欲しい、何等かの方法により失業者を官營工場に收容するよう建言したい」辻井、金正、上田君等の反對あり殊に堀君は「絶対反對である。反對の爲の反對に非ずして望みがないから反對である會て鐵道工場にて犠牲になつた者は拒まれた例があり、這回神戸の大事議にも政府の指圖によつて神戸の官憲妄動して吾等に大干渉をした、かゝる政府に縋つて望みの叶ふことは夢である」と皮肉るや萬雷の如き拍手堂を撼がす。

井上君「今の失業者は或る意味に於て政府が拵へたのであるだから今の所政府に頼つても容れられる可能性がない、即ち時期尙早である」笑聲ドツと起る柴田、飯石君等賛成説を述べ東君「政府に頼らうと云ふのは團體精神の墮落である筈を以て月を落

す愚を演ずるより眞に失業者を救はんとならば宜しく組合の力を以つて救へ」

藤岡君「失業問題はユツクリと考へたい、此建言の容れられるや否やは疑問であるが同盟會大會の名によつてする一の示威運動と思へば可い、口舌の勇者は實戰の怯者である。自ら強がりと言ふものに爆彈を擲げだダメシがない」

辻井君「わが總同盟は勞資協調の下に立つて居るものではない、資本家の走狗に頼ることは根本から矛盾である。資本主義經濟の下に於ては時に失業者がなかつたら資本家は立て行けないだから今の場合資本家や其の走狗に縋ることは餓死するとも出来ないどうせ死ぬなら失業者が雲集して社會を〇〇させ資本主義國家を一舉に〇〇させばよい」と例の如く烈火の辯を吐く議場は緊張の極に達して鼎沸の如し。

議長「私は無能なるが故かくの如く沸騰するなら辭職するより外はない」と言ひ「幸ひに無能な議長を許し靜肅に議事を進める確信のある人は擧手を……」と云ふや一人も残らず擧手、笑聲頻りに起る。

塚本君「議場整理委員及懲罰委員を設けよ」と緊急動議を提出したが無用論に葬らる。

平井君反對説を唱へ、胸永、瀬野君等「メイ論が澤山出たが徒らに理論に趨つて一も實際に觸れたものがないパンの欠乏に泣く

多くの友の困苦を憶ふなら相互扶助の觀念から眞面目に審議されたい」

議長「私の提案に對してかくも熱誠に討論せられしことを感謝す此上討論する事は議論の爲の議論だから」として終結を宣し採決の結果七四對八九票にて建言することに可決、委員附託委員長安藤君外四名を擧ぐ失業者大會を開き輿論を喚起せよと緊急動議出でしが同盟會大會にて議する要なしとて葬らる。

五、(緊急動議)過般來引續き起りたる阪神の爭議の犠牲者として目下入獄中の同志と其の家族を大會の名に依つて慰問する爲義金を募る事——滿場一致可決直ちに帽子を廻す、集まる處計三十二圓九十四錢

六、入會金増額の件——否決

七、會名(友愛會)存続の件——存続説四名にて否決

八、會長及中央委員豫選の件——同盟會理事に詮衡を一任、其結果、會長に鈴木文治、中央委員に藤岡文六、西尾末廣、賀川豊彦、安藤國松を選定——滿場異議なく承認可決。

九、罷工統制に關する件、可決

労働運動

案を賀川氏が提議されてより屢々問題となりたるも同盟會に統制權を持つ事は罷工の時機を失する事及び其時の實狀資本家間に團結なく又組合員も少數である事が之を必要としなるとの理由にて何時も我等は反對して來たのである。然るに今や情勢は一變したのである『労働團體何程の事やある』と高枕して居た資本家階級も二月の京都工商株式會社の爭議を振出しに尼ヶ崎セメント會社、攝津製油會社、大阪汽車製造株式會社と引續き起つた労働爭議に労働者が連戦連勝し殊に大電、藤永田造船所、住友三工場の爭議に於ける労働軍の猛襲振りに長夜の醉夢を破られ『資本家も又労働團體へ對抗すべく同盟せねばならぬ』との階級意識に目醒めて來た。聞く所に依れば彼等は黒表に依つて組合運動者を排除なし一面又、労働運動に對抗すべく攻守同盟を組織せんとして居る、斯くの如き傾向は大阪の如き工業の中心地に於ては益々進展するであらう、そしてその資本家同盟は今後腰を決めて勇敢に労働團體に對抗するであらう。此の敵を對手として味方の情勢如何と見るに、大阪聯合會の連戦連勝に依りて初めて現實に『労働團結』の力を信じ續々として入會し組合員は戦前に比して數倍となつた。されど未だ思想的教養に乏しく、爲めに労働階級全體の利害を顧念する事尠く、一工場の小さな利害のみ又は罷工をすれば、同志が應援してくれるであらう事を非常に期待

して、機會、彼等の實力等を考慮せず、無成算に罷工を起す恐れがある。斯くの如く彼等の状態の變化は我等をして『新しき状態に適應する、新しき戦術』を考案せしめた。我等は先づ賀川氏の嘗て主張せしストライキ統制權を思ひ出だし、それを研究しようとした。

此の統制權に就て歐米に於けるもの、非難さるゝ點は、『罷工の許可を得るに往々にして六週間の長き時日を要し爲めに時機を失する』こと、辻井君が指摘せる如く、『ストライキ統制權を聯合會の手に握らるゝの結果それが如何に大勢上より觀て重大なる意義と價値を有する爭議なりとも若しそれが非常な危険と犠牲の豫想さるゝ、如き場合は之を抑壓し基金の消盡慘敗の不名譽、會員の離散等の憂少き爭議のみ之を許可する』(労働者新聞十一月號)等である、されど我等は某氏の云へるが如く、斯かる『恐るべき結果に陥る憂なしと誰か果して斷言し得るであらうか』と直ちにそれを『労働運動の逆行であり』『世界に於ける労働運動の大勢を知らない』として『組合運動そのものを理解しない甚だしいもの』でありとして、排斥しようとはしない。我等は盥の産湯を捨てんとして、赤兒をも捨てる愚を知つて居る、我等はストライキ統制もその組織と運用を誤らないならば右の如き『恐るべき結果に陥らない』様になし得るであらうと信じた。

而して其後の討議研究の結果制定せられた「大阪聯合會同盟罷工規約」は左の如し。

第一條 執行委員會は本聯合會に所屬する各組合の罷工統制權を持つ。

第二條 各組合は各組合内に於て勞働紛議の起りたる時若しくは起らんとする場合に直に聯合會長に報告をなすものとす。

第三條 聯合會長は紛議の起りたる組合の報告に接したる時は直に執行委員をして真相を調査せしめ、必要と認めたる場合又は組合の請求ありたる時は直に執行委員會を召集し二十四時間内に可否の回答を與ふべし。

第四條 各組合は執行委員會の許可なくして罷工をなすことを得ず、若し許可なくして執行したる場合は聯合會は援助をなさざる事あるべし。

第五條 執行委員會は罷工開始後二週間を過ぎても解決せざる時は罷工の中止を命ずる事を得、又は十日間を過ぎても解決せざる時各組合に於て同情罷工を執行せんとする場合執行委員會は是を認む。

第六條 執行委員會に於て必要と認めたる場合は各組合より罷工義金を徴集する事を得。

第七條 勞働爭議に關する決議は當該組合の意思を尊重する意味に於て該組合選出委員の票決權を倍數とし、出席委員三分の二以上の同意を要す。

註(一)執行委員とは大阪聯合會會則

第七條第二項 委員は組合員一千名以下の組合より二名、一千名以上の組合は三名選出し本會の事務を執行するものとす、により現在十二名ある。

(二)原案には、執行委員會に於て一般罷工の必要ありと認めたる時は、此れを議題として聯合會大會を開會する事を得。の一條ありしが聯合會々則第六條第一項の末尾、即ち、但し委員會に於て必要と認めたる時は臨時大會を召集する事を得。に重複するため削除せり。

7 友愛會大會

十月一日、二日、三日東京に開かる。本年は同會創立第十年に當る記念大會にして、此大會を以て「友愛會」なる名稱を捨てたのである。然し乍ら此大會が現實の運動の上に昨年の大會、本年の關東大會、關西大會に比してより多く影響を持つて居るかは疑問とされた。

今回の大會に於ては、具體的な現實政策に關する討議は殆どなかつた。論争は主として思想乃至方針に關して、あつた。……大會中最も論議を費した團體交渉權の要求反對及び總同盟罷業承認並びに普選選舉削除案は勞働運動に於ける理想主義と現實主義との論争を展開する機會を與へた。

とは同大會の代議員たりし赤松克麿氏の

感想(解放十年十一月號)であるが、此年の初夏以來關西に頻發したる争議に際し採られたる運動の政策に對する、「急進派」『理想主義者』『左黨』の論難攻撃が、會期中の主な論争の基潮であつた事は争はれぬ處であつた。而して後者の論難攻撃が如何に鋭どかつたにしても、團體交渉權要求運動反對決議案が、二十六票に對する九十六票を以て否決せられ、總同盟罷業の主張が二十七票に對する五十三票を以て葬むられたことは、以て議場の大勢を測ることが出来よう。其分野は東京鐵工組合、黑色勞働會、京都聯合會が『急進派』の主力なるに對し、大阪聯合會、神戸聯合會、東京聯合會の系統及び全日本鑛夫總聯合會が『漸進派』であつた。而して高田和逸(東京鐵工組合)庄司富太郎(黑色勞働會)辻井民之助(京都聯合會)西尾末廣(大阪聯合會)鈴木鐵太郎(全日本鑛夫總聯合會)等の諸氏を論戰に於ける代表的闘將として擧ぐる事が出来よう。

然れ共之を、組合の組織を改造し、直接

行動手議會政策乎の論争に沸騰したる昨年の大會、東京聯合會の解體を思はしめた本年の關東大會、罷工の統制を議決した關西大會に比する時、労働運動の指導原理の進歩は兎に角、現實の運動の上に直接の影響を見なかつた事は否む事を得まい。後述の如く同大會の成績として可決せられたる議案は、機關誌の發行、爭議通報機關の設置及び軍備撤廢の決議のみであつた。

◆協議會第一日

大會は芝園橋畔友愛會本部に於て、鈴木文治氏司會の下に恒例の如く代議員歡迎會を以て開かれた。即ち主催地代表者、紡織労働組合代議員稻葉平太氏の歡迎の辭、關西労働同盟會長須々木純一氏の答辭、友誼團體代表として労働組合同盟會常任理事下中彌三郎氏、工人會代表水野金太郎氏の祝辭等があつたが、満場の感慨を深うせしめたのは、數多く朗讀せられた祝電の内、神戸橋監獄より遙かに送られたる野倉萬治、井上末二郎兩氏よりの祝電であつた。猶ほ鈴木議長の挨拶は大要左の如き意味の

ものであつた。

本日をも以て我友愛會は、茲に第十年大會を開くことになりました。……別して本年は、記念すべき今春以來續いて起りました、關西の労働争議に於て、雄々しく勇ましく奮闘致しました關西多數の諸君の臨席を得ましたことは、一層愉快に感ずる所であります。日本の今日の有様を顧みますれば、吾々の今日茲に大會を開くことは、誠に意義ある事の様には思はれます。我國政治の腐敗墮落は既に公知の事實であります。其他實業界、宗教界、教育界各方面も、實に醜惡なる現實暴露の状態でありまして、今日の日本は極めて混沌たる有様であります。最近政治關係者の間には綱紀肅正が叫ばれてゐますが、かくの如きことは昨今の問題ではありません。今や日本の古き社會は恰も腐敗せる果物の如く地に落つべき運命にあります。若し古き日本の秩序組織が崩壊するの時、來るべき新らしき社會の責を負うて起つべきものは、労働階級自からであります。労働組合運動は破壊と建設の任を持てるものであります。……本大會の期間は三日に過ぎませんが、吾々今日、此地に於て遠大なる理想を以て、労働運動の今日及將來の重要問題を討議せんとするは意義最も多きものがあります。(後略)(労働十卷十一號五頁)

一日午前を歡迎會に費し、午後一時より協議會に入り各種委員の任命、代議員資格審査委員會あり、

- 一、代議員資格審査委員松岡駒吉氏を長とし十七名
- 二、會計審査委員 林俊氏を長とし十九名
- 三、豫算委員 須々木純一氏を長とし十八名
- 四、建議案委員 塚本重藏氏を長とし十七名
- 五、法規委員 高橋長太郎氏を長とし十六名
- 六、會場委員 横石信一氏を長とし十二名
- 七、大會書記 上條愛一氏を長とし三名

代議員百十八名、其内譯は左の如し、

- | | |
|-----------|----|
| 關西労働同盟會 | 一 |
| 大阪聯合會 | 二 |
| 伸銅工組合新進會 | 一〇 |
| 大阪機械労働組合 | 九 |
| 大阪造船労働組合 | 三 |
| 大阪合同労働組合 | 四 |
| 神戸鐵工組合 | 二 |
| 神戸鐵道工組合 | 一 |
| 神戸算合支部 | 一 |
| 神戸灘輪竹支部 | 一 |
| 神戸友誼會 | 一 |
| 神戸造船労働組合 | 一 |
| 神戸聯合會 | 五 |
| 東京聯合會 | 一 |
| 紡織労働組合 | 四 |
| 大日本ゴム労働組合 | 三 |
| 東京洋服技工組合 | 三 |
| 東京車輛工組合 | 一 |
| 東京千住支部 | 一 |

東京北千住支部	二
東京ゴム技工組合	二
砂村労働組合	二
日暮里労働組合	二
東京電機及機械労働組合	一
東京鐵工組合	九
荏原労働組合	三
黒色労働會	三
赤羽労働聯合會	三
京都聯合會	二
全日本鑛夫總聯合會	二
同足尾聯合會	六
同尾小屋鑛山支部	一
同歌志内聯合會	一
同阿仁鑛山支部	一
同香焼支部	一
同大牟田支部	一
横濱造船工支部	三
和歌山支部	二
金澤支部	二
島田支部	一
會長	一
主事兼會計	一
中央委員	四

斯くて大會は成立したのであるが此時緊
急動機あり

- 一、横濱船渠爭議應投資金募集の件（東京電機及機械鐵工組合代議員内田藤七氏提出）
- 一、府下赤羽日本製紙爭議應投資金募集の件

（東京鐵工組合代議員中田惣壽氏提出）
右動議滿場一致可決、即時資金を募集し、
金六十三圓六十五錢を得、左記の激勵文と
共に直ちに電送す

友愛會第十年大會は、諸君の健闘を感謝し、
併せて諸君の徹底的勝利を祈る

電文の起草者は議長の指名に依る代議員赤
松克磨、同賀川豊彦及び來賓塚利彦の三氏
であつた。

斯くて午後二時十分。第一日を終つたが、同
三時より労働者教育協會主催の日本労働學校
科外講演として、軍備縮少に就ての尾崎行雄
氏の講演あり、代議員の多くも傍聴したが、
此大會の記念撮影の寫真中に尾崎氏を發見す
るのも此故であつた。午後七時より九段富士
見軒に於て懇親會あり。

◆協議會第二日

午前十一時開會、本部狀況報告を以て始
まる、

- 一、本部狀況報告（松岡駒吉氏）
- イ、出版部 自大正九年四月至大正十年七
月機關誌労働發行總數、一二一、三〇〇
（二月平均七、五八一強）
- ロ、調査部 野坂、岡上兩氏目下歐洲に在
りて歐洲労働事情調査中
- ハ、會務報告 大正九年四月より大正十年

七月に至る十六ヶ月間に於ける

- 1、新加入人員數 一三、七三八
- 2、新加盟團體 六

即ち東京に於ける東京木造船工組合、
東京製紙工組合、東京ゴム技工組合、關
西に於ける造船労働組合、大阪機械勞
働組合、伸銅工組合新進會なり。

- 3、異動 一大正十年四月廿四日、日本
海員同盟友愛會總同盟より脱退、(二)大
正十年六月四日労働組合同盟會より友
愛會脱退
- 4、同盟罷業件數

東京地方	八件
關西地方	六件
鑛山地方	一件

但し同盟罷業に到らざる爭議は多數な
り。

右の報告を終り、労働爭議犠牲者に感謝狀
を送る件を議決したが、右労働爭議犠牲者
は百七十一名、内當時在監者九名其内譯左
の如し、

- 足立鐵工所破壊事件——四十二名
- 園池鐵工所爭議——九名
- メーデー——一名
- 藤永田造船所爭議——三十三名
- 川崎鐵工所爭議——一名
- 香焼炭坑事件——八十五名
- 夕張炭坑爭議——四名

一 本部會計報告(松岡駒吉氏)

イ、大正九年度決算報告(自大正九年四月至大正十年七月)

本年度收入金	二一、八九三・四一五
本年度支出金	二〇、二七〇・三六〇
銀行借入金償還	七三一・〇八〇
銀行預入金	七八・九六〇
前年度繰越金	一、一四九・一二五
差引次年度繰越金	一、九六二・一四〇
口、會館建設費報告	
前年度繰越金	八一七・七一〇
本年度收入(銀行利息)	五九・一一〇
合計次年度繰越金	八七六・八二〇

次で西尾末廣氏に依る關西勞働同盟會の報告、加藤勘十氏に依る全日本鑛夫總聯合會の報告、辻井民之助氏に依る京都聯合會の報告あり。建議案委員長より本部案二件、各部提出案十四件中十二件採擇の報告あり、十二時三十八分休憩、午後二時半再會、休憩中審査を終りたる會計審査委員會及豫算委員會の報告あり満場一致承認、以上を終つて愈々議事に入つたが、此日は團體交渉權要求運動反對決議案の討論に終始し午後四時五十分閉會。

◇同協議會第三日

勞働運動

午前十時開會、全國的總同盟罷業を主張に加ふべしとの提案及び普通選舉の條項を主張より削除せよとの提案を中心として論争の渦を巻き起したが、此大會の成績は次の如きものであつた。

イ、可決せられたるもの 六

- 一、總同盟機關雜誌發行の件(本部提出案)——名稱を「勞働同盟」、大正十一年一月より發行、委員六名、賀川、赤松、西尾、稻葉、高橋、鈴木。
- 一、軍備撤廢の件(本部提出案)——萬場一致
- 一、總同盟加盟團體より爭議發生の場合機關誌號外にて會員に報告する事(東京洋服技工組合提出)——出來得る限り寛行に勉むる事
- 一、全國爭議通報部設置の件(京都聯合會提出)——可及的主旨に副ふ事
- 一、友愛會の事業として横暴なる家主の撲滅を圖る事(東京洋服技工組合提出)——餘力あれば各組合支部に於て援助する事
- 一、九州、北海道地方に宣傳を試みるの件(全日本鑛夫總聯合會大牟田支部代議員小松道俊氏提出緊急動議)——九州地方に對しては關西五名、鑛山二名、北海道地方に對しては東京五名、鑛山二名より成る繼續委員會を組織して其實行を策する事

ロ、可決せられたるもの 三

- 一、團體交渉權要求運動反對決議案(黒色勞働會提出)——出席總數一二三、否九二、賛二六。
- 一、全國的總同盟罷業の行動を認め主張の一條として加へ、同時に主張より普通選舉の個條を削除するの件(東京鐵工組合提出)

右修正案(全國的總同盟罷業の個條に反對し)主張より普通選舉の個條を削除すること(全日本鑛夫總聯合會提出)——出席總數 一一三、原案賛成 二七、修正案賛成 二七、原案反對 五三、棄權 六。

- 一、東京聯合會の真相を發表せられたし(京都聯合會代議員辻井民之助氏提出動議)——公開の必要なし。
- ハ、提案者より撤回したるもの 四
- 一、工場委員制度實施案
- 一、工場委員評議會設置の件
- 一、軍備縮少を我友愛會の主張に入れ實行のため宣傳をなす件
- 一、太平洋會議に勞働代表を派遣する件

議事を終り、法規委員會の報告あり、議長より會名中友愛會の三字を削ることに就き注意あり、昨年大會の決議を尊重し、「日本勞働總同盟」と改稱した。次年度大會開催地に就ては之を關西勞働同盟會に一任。役員の改選あり、各選舉區に於て選舉の結果

果、

中央委員 西尾末廣、藤岡文六、賀川豊彦、
安藤國松(以上關西) 稻葉平太、小暮歌五
郎(以上東京) 坂口義治、石山寅吉(以上
鑛山)

會計監査役 小原源一、中田惣壽
主事兼會計 松岡駒吉(滿場一致推薦)

最後に會長の選任に際し、鈴木文治氏は目
下同氏が經營しつゝある勞働學校の關係上
從來の如く運動を續ける事困難なれば創立
第十年を期して會長の職を辭任したき旨申
出でたが、賀川豊彦氏を議長とし滿場一致
鈴木氏を會長に推薦し、新中央委員を交渉
委員として受任を勸告、遂に名譽會長と決
定した。然し其權限は從來と同一のもので
ある。

斯くて三日午後三時十分、萬歳を三唱し
て大會を閉ぢ、懇親會に移り午後五時半散
會した。

左に山川均氏の「友愛會大會の印象」(改
造十一月號)中の一節を採録する。

「團體交渉權要求運動反對決議案」は多數によ
つて否決された。提案者の説明によると、此
決議案は、組合が資本家と對立して、團體と
して交渉するの機能を持つことに反對するの

ではなくて、この團體交渉權の承認を資本家
に要求することに反對するものである。これ
が恐らく提案者の精神であつて、この精神の
ものに就ては、大會の議場にも多くの異論
がなかつたようである。(中略)然しながら實
際の政策問題としては、固より異論の餘地が
ある。少くとも組合運動の初期にあつては、
運動の目標は一定の賃銀の増加、一定の時間
の短縮、又は其他の勞働條件の改善といふ、
特定の問題、個々の問題になつた。この場合
に、組合は一個の團體として資本家と對立し
なければならぬといふ、抽象的な一般原則の
主張の爲に戦ふようになることは、明らかに
組合運動の進歩に相違ない。(中略)此場合に
於ける眞の問題は、團體交渉權の要求といふ
ことが、今日の形勢の下に、組合運動の標語
として適當であるかどうかといふ實際の運動
政策上の問題である。大會の多數が此議案に
反對したのも、恐らく政策上の問題として反
對したのであらう。

而して氏は更に「全國的總同盟罷業の行動
を認め、主張の一項目に加ふ、同時に普通
選舉の項目を削除する」件の討論に就て左
の如く述べて居る。

然しながら原案に對する反對が多數を占めた
にも拘らず、注意すべきことは、この提案の
精神に至つては、一人の反對者も見なかつた
ことである。殊に原案派も反對側も共に善戦

し、殆んど剩すところなく論議を盡した觀が
ある。この提案の目的が思想上の宣傳にあつ
たことは明かであるから、この意味に於ては、
提案者の目的は充分達せられたものである。

官業勞働總同盟臨時

大會

華府會議に於ける軍備縮少が實現され相
になつて來るに従つて、海軍のみならず陸
軍の縮少も早晚免かれ難き處であり、延い
て兵器、軍需品の製造所たる陸海軍工廠や
其材料を供給する製鐵所等には當然従業員
の失職すべきものが出来るであらうとは、
官業勞働者を脅かす暗雲であつた。本年三
月東京に於て組織された官業勞働總同盟の
當番幹事なる向上會は、生活の安定を圖り
地位の向上を期すべき同盟の趣旨に依り、
急遽臨時大會を大阪に開催し全國官業勞働
代表者の參集を要望した。會期は十二月十
一日、十二日、十三日、大阪市中之島公會
堂に於て開かれた。

第一日 午前に向上會員に依る大示威運動
あり、十時其本部を發し北大阪を半周し正
午會場前に於て散會す。赤色三角旗の懸の

中には『聞け！野に満つる失業不安の聲を』
『凡ての人にパンを歩き渡らしめよ』『分配
は公平ならざるべからず』等の標語を書き
なぐつた長旗があつた。

會議は午後一時半八木向上會長司會の下
に開會。直ちに議長選定に就き協議、八幡
製鐵所同志會委員中畑新助氏を議長に推薦
す。大會出席委員左の如し。

- (小石川労働組合) 芳川哲、久保田青波、上野富司、中村辰夫、矢島市三郎
- (日本交通労働組合) 中西伊之助
- (日本労働協會) 杉木彌助
- (八幡製鐵所同志會) 中畑新助、濱橋文作
- (日本労働聯盟) 安達和、横田晃一、山崎藤吉、荻原金次郎、石井常次郎
- (向上會) 八木信一、川村國松、丹羽市太郎、長井、徳田楠之助、廣永賢次、西浦宇吉、平岩一、吉田寛治

開會先づ向上會顧問法學博士今井嘉幸氏の
會議列席を承認し、次で陸軍現業員組合よ
り來會傍聽せる其代表者二合の會議出席に
就ての動議あり、同組合の成立動機、組合
の素質等不明なる故次回大會までは加盟保
留に決定したが、第一日は各團體代表者に
依る其團體提案の説明あり、午後四時閉會、

午後六時より千日前樂天食堂に於て懇親會
あり。

第二日議案審議に先ち、各團體の提案の特
別委員會の詮衡に附し、各提案を一括又は
配分して大會提案、各團體提案、分科會議
案に三分し議事に入る。

労働同盟議案

一、軍備縮少に依る失業者救済の件——『失
業者に對しては最低日給二ヶ年分を支給し
勤続年數其他に對する累進率等は政府に一
任す』る事に決し、

『本項は吾等職工の死活に關する重要な
項なるを以て特に之が貫徹を期す』との附
帶決議を爲す。

二、労働保險制度實施の件——(提出理由)

併て石黒軍醫總監の調査したる所に依れば
陸軍工廠に從業する労働者は平均年齢二十
歳を以て結婚し三十四歳四箇月を以て死亡
すと云ふ、即ち十歳以下の孤兒を抱へた三
十歳前後の寡婦が澤山出來る云ふ事にな
るが之に對する何等救済の方法が出來て居
ない、この點のみよりしても労働保險の實
施は緊急を要する、之れ本案を提出する所
以である。——委員會附託可決。

三、生産的産業新興の件——討論省略可決。

四、道路其他公益的土木工事増進の件——
(説明)軍縮に基く撥船材料を土木工事に利
用し殊に失業者を之れに轉用する事——滿

場一致可決。

五、國民教育費充實の件——(説明)現教育制
度は要するにアルザヨア階級の爲めにのみ
設けられたるに過ぎず宜しく國家は軍縮に
よる剩餘金を以て國民教育費の全部を負擔
すると共に労働者の如き無産階級の子弟に
も完全なる教育を施して國民一般の知識を
向上せしむべし——滿場一致可決。

各團體提出議案

六、八時労働制實施の件(向上會)——八時
間制を實施すると共に時間制を廢し日給制
を實施せしむべしとの提案ありしが、原案
により日給制實施の意味を含む事を諒解し
得べしとの説明あり——原案可決。

七、最低賃銀制定の件(向上會)——(説明)一
箇月の出勤日數を二十五日として月收六十
二圓五十錢を得せしむるを最低基準とせ
り。(質問)『生活費は地方によつて各異な
れり提案者は其比率を考慮して日給額を算
出したるや』大阪陸軍被服支廠従業員の生
計調査を實例として猶ほ各方面の生計統計
を參酌したり『東京、大阪、九州の如く地方
的に區分して最低賃銀に高低を附する事な
く單に一家の具體的生活状態により算出
して六十二圓五十錢と算出せられたるや』
『被服支廠のみは具體的に生計調査を爲し
たり』等の問答あり、『生活費は物價指數を
考慮する必要あり宜しく委員に附託して講
究せしむべし』との動議出で——可決委員

附託

八、遊説隊組織の件(労働協會)——可決、費用其他の件に關し特別委員に附託。

九、本大會終了後政府當路者及各政黨本部訪問の件(労働協會)——委員附託可決。

一〇、宣言決議起草の件——各團體より二名宛選出の特別委員に一任。

陸軍分科會議事(分科會は横田晃一氏を議長として開會)

一、職工規則改正並に職工扶助令改正の件(向上會)

二、工場委員制度實施の件
右兩案共萬場一致可決。實行委員を選定し決定案を陸軍大臣に提出する事に決定。

第三日上京實行委員二十二名を各團體に割當て決定。起草委員の手に成りし宣言の朗讀あり、異議なく可決。宣言に曰く、

吾等は總べて生存の權利がある。而して一日もこの苦惱を忘るゝことは出来ない。

今や軍縮の結果全國五十萬の労働者及其家族の飢餓は目睫に迫つてゐる。

吾等はもうぢつとしてゐられない。故に茲に起つてこの當面の急から救はれなければならぬ。

吾等は勿論軍備縮少には反對でない。むしろ人類の最高理想であり。又其實現に努力すべきである。がその反面にこの飢餓あるを思へ

ば、吾等の胸は躍る。

見よ、當局は例の通り口を調査に藉つて何等の對策を樹てゐない。

利慾に癡痺せる資本家共は、此際猶己れの安固を圖ることに汲々としてゐる。

故に吾等は、唯吾等の手に依つてのみ自らを救はなければならぬことを信するが故に、茲に凜乎として宣言する。

『當局は須く速かに的確なる失業の防止と失業者救済の途を講ずべし』と
大正十年十二月十三日
官業労働總同盟

官業労働總同盟

次で最低賃銀制定委員會より最低賃銀は日給二圓五十錢月收六十二圓五十錢に決定したる旨報告あり。最後に日本交通労働組合の提案として『官業労働總同盟は軍備の撤廢を期する爲め現在の軍備費を以て之を生産事業費に振替へ官業労働者の生活の保證並に其向上を爲すべき方針を政府に要求する事』及び『本會議に於て議決したる事項を政府に要求するに當り其要求を拒まれたる時は直ちに官業労働總同盟罷業を以て之に對ふる事』の主張あり、此大會掉尾の波瀾を惹起したが、それはまた此大會に現れた傾向を推すに足るものであるから、冗

長を厭はず向上會機關誌『向上新聞』第二十六號より當時の記録を左に轉載する。

中西委員 日本交通労働組合提出議案に就き字句の修正を加へて詳細なる説明を爲す之に費したる時間實に四十五分其要旨左の如し

軍備は暴力の實行準備である暴力は罪惡である眞理實現の目的に向つては兎も角或者の爲にする暴力は絶対に否認せねばならぬ是れ軍備撤廢を主張する所以なり誤れる世の尙早論者に惑はさるゝ事なく吾等は飽迄も是最高理想を實行すべく突進せねばならぬ元來是の叫びは無産者から起るべき筈なるに今華府の軍縮が權力階級によつて唱道されつゝあるは皮肉にして又滑稽ならずや而して軍縮によつて得たる剩餘金は凡て之を生産事業費に振り替へ將來世界の中心勢力となるべき約束を持つ吾等労働者の生活の向上に資すべきである剩餘金を退職手當として分配する事に能事了れりとするは大いに誤れり須らく世界の労働者は全部團結して此天下の正道を實現する事に努力せねばならぬ

次に本案の達成を期するには直接行動によるの外はない議會政策の如きは到底頼むに足らず併て労働階級を救済したる例なきに徴しても知るべし直接行動とは強ち兇器を振り廻す事のみ意味するに非ず労働組合の唯一の武器たる總同盟罷業を敢行する

の外他に目的を達成すべき手段なし切に御賛成あらん事を望む

安達委員 自席に立つて軍備撤廃は吾人從來の持論なれば勿論中西案に賛意を表するも華府會議開催の動機の反面を伺ふ時或は露帝の主催になりたる萬國平和會議と其軌を一にするなきやを疑ふ故に自分個人としては賛成するも吾人の背後にある多數労働者の意嚮を確めざる以上今俄に軍備全廢の積極運動に賛成する能はず

川村委員 人間に鬪争的野性の除かれざる限り軍備撤廃は絶對不可能なり又軍縮による剩餘金を全部産業費に振り替る事は本會議の決議事項を覆へず事となる教育費充實の如き是なり更に吾人の理想を實現せしむべく總同盟罷業を眞向に振奮して當路に當らんとするには恰も兇器を持して財物を強奪せんとする切取り強盜の處爲にして吾等の採らざる所なり言ふ迄もなく實際的労働運動の折衝は頗るデリケートなる呼吸を要す初より大刀振りかざして戦はんが爲に争を挑むが如きは拙の拙なる者なり吾等の行動は飽迄紳士的ならざるべからず吾等元よりセネラルストライキを否認するものに非ず樽俎折衝して効なくんば茲に初めて最後の手段に訴ふを辭せず然れども民意を尊重する吾等は一般投票に依つて全會員の意思を確めて決行せざるべからず要するに此の如き問題は今回の議場に持出すべき性質の者に非ず吾人は斷乎として是の茶目式提案の

撤回を望む

中西委員 軍費が絶對不生産費なるに對して他の事業を凡て生産費と云ひたるのみ教育費の如き其内に含まるる事勿論なり更に總同盟罷業は目的達成の唯一手段にして決して茶目的提案に非ずと辯す

横田委員 川村委員は労働者の唯一の武器たる同盟罷業を切り取り強盜に等しと云はれたり失言と認め取消を求む

川村委員 武器は即ち兇器なるに對して然言いたるのみ取消す必要なし

横田委員 同盟罷業は兇器には相違なきも労働運動の最大要件なり言句の取消か或は修正を求む

八木委員 軍備全廢は元より吾人の最高理想たるに相違なきも現代の文化程度に於ては之を實行する事不可能なり故に吾人は軍縮に同意するも撤廢に賛成する事能はず加之のみならず最初より總同盟罷業を決議して要求するが如きは不穩當なり江戸兒は手先にし大阪兒は口を先きにするると云ふが大阪兒たる本員は江戸兒なる中西委員の此提案たる口を先にする事に反對す吾等元より最後に對して或覺悟を持つ決必さへ確なれば如斯決議を爲し置く必要更になし故に本案に反對す

中西委員 空想にあらざる理想に向つて突進せざるべからず故に最初より意思を決し置く必要がある

議長 横田委員の取消動議に就て採決したる

に八票の少數にて否決

川村委員 討論終結
右動議成立し議長採決の結果大多數を以て本案は否決さる